

女性の健康に関する厚生労働省の施策について

令和6年11月18日

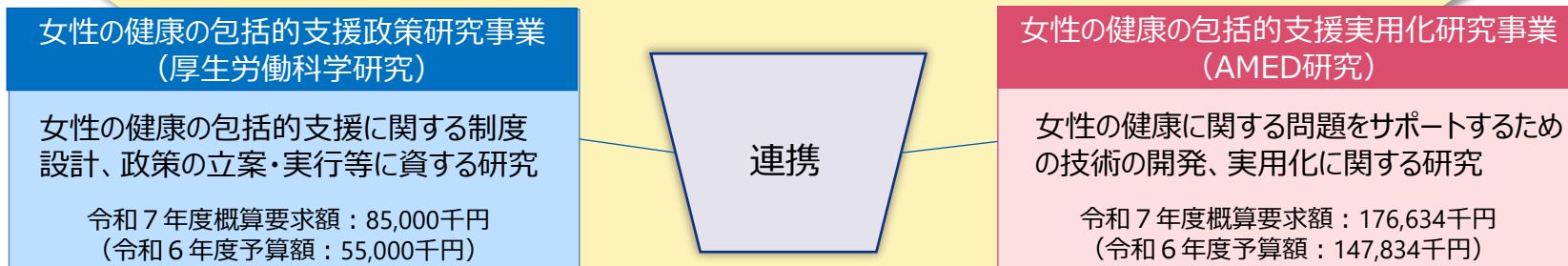
厚生労働省

女性の健康の包括的支援における研究事業について

女性の健康に包括的支援に関する課題

- 女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した取組が必要
- 女性の就業等の増加、婚姻や妊娠出産をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う健康課題の変化に応じた対応が必要
- 女性の健康に関する調査・研究に基づく知見を踏まえ、健康施策を総合的にサポートする体制が必要

平成27年度より研究事業を新設



- ・ 女性の年代別健康課題の実態把握、社会決定要因分析
- ・ 女性の健康課題のセルフチェックツール、問診票開発
- ・ 性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発等

- ・ 女性ホルモンが健康に及ぼす影響に関する研究
- ・ 女性特有の臓器等に関係する疾病に関する研究
- ・ 若年女性に特有の疾患予防に関する研究
- ・ 性差に関わる研究 等

今後の方向性

- 女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について、引き続き取り組む。我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康に関する国民への正確な情報提供や、女性が必要な支援・医療を受けられる環境整備を進めることで、女性の健康の維持増進のみならず、社会・経済活動の活性化に貢献する。

健康増進事業（健康相談：女性の健康）について

事業概要

- 健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
(補助金：負担割合【国1/3、都道府県1/3、市町村1/3】【国1/3、政令指定都市2/3])

種類等		内容
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、 女性の健康 ・病態別（肥満、心臓病等）)
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。

（健康相談：女性の健康）

- 目的**：健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。
- 対象者**：当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- 種類**：
 - ・**実施方法**：市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。
実施に当たっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。
 - ・**実施内容**：女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導
 - ・**実施状況**：平成26年度（18,394人）、平成27年度（19,728人）、平成28年度（19,859人）、平成29年度（21,795人）、平成30年度（18,390人）、令和元年度（18,916人）、令和2年度（12,547人）、令和3年度（13,010人）、令和4年度（16,149人）

ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して情報提供を実施。
(1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

女性の健康推進室

ヘルスケアラボ

HealthCareLab

はじめに 女性の健康ガイド 病気を調べる セルフチェック マタニティトラブル レシピ

「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」は、すべての女性の健康を支援するために厚生労働省の研究費で作成しました。

ピックアップ

思春期特有の性や体の悩み

『思春期の性 と健康』



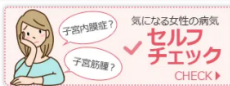
更新 2021/10/08

新着記事「妊孕性過存」を追加しました

更新 2021/08/27

妊婦さんの新型コロナウイルスのワクチン接種に...

お知らせ一覧



はじめに

すべての女性に知ってほしい女性のからだところの特性

病気を検索

気になるキーワード、症状で調べよう

病院検索

医療施設へのご案内です

監修ドクターの紹介

ヘルスケアラボの記事は各領域の専門医が監修しています

女性アスリート外来

ライフステージ別女性の健康ガイド

すべて表示

小児期・思春期

成人期

更年期

老年期

妊娠・出産

みんな悩んでる
月経のトラブル

- 貧血
- 月経痛
- 月経不順・無月経

一覧

生理痛のセルフチェック

女性に多い
からだの不快感
と病気

- 肩こり・首こり
- 甲状腺の病気
- 乳腺症・乳房痛

一覧

乳がんのセルフチェック

人に相談しにくい
デリケートな悩み

- 性暴力、デートDV
- 性感染症(STD)
- 摂食障害(拒食、過食)

一覧

不眠症のセルフチェック

TOP > これって病気かな？女性の病気セルフチェック



これって病気かな？女性の病気セルフチェック

「もしかして病気かも？」と不安になったとき、気になる病気をセルフチェックしてみましょう。

子宮頸がんチェック

子宮体がんチェック

乳がんチェック

子宮内膜症チェック

子宮筋腫チェック

生理痛チェック

月経前症候群(PMS)/月経前不快感障害(PMDD)チェック

不妊症チェック

性行為感染症チェック

更年期障害チェック

過活動膀胱チェック

うつ症状チェック

不眠症チェック

女性の健康ガイド

はじめに

みんな悩んでる
月経のトラブル

女性に多い
からだの不快感
と病気

人に相談しにくい
デリケートな悩み

これって大丈夫？
小児期の気がかり

こどもからおとなへ
思春期って何

思春期に多い
からだの不快感
と病気

ひとりでも悩まない
思春期の性と健康

要注意！早めに気づいて
子宮と卵巣の病気

早めの準備が大切
妊娠・出産のこと

マタニティトラブルQ&A

妊娠中の疑問をいつでもどこでも解決

妊娠中の生活あれこれ

おしものトラブル

からだの変化と不調

体調の変化

産後のこと


妊娠中や授乳中の薬

女性の健康推進事業

研究代表団体：東京大学産婦人科学教室

http://w-health.jp/





◎ 企業や働く女性等に対して、母性健康管理や女性の健康課題に関する情報を提供する専用サイト。
アクセス件数: 6,164,252件(令和5年度)

<サイトの内容>

- ・事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教材、動画の配信
- ・母性健康管理、月経等に関するメール相談の実施
- ・事業所における具体的取組の好事例の掲載
- ・母性健康管理指導事項連絡カードの内容等に関する情報提供

等

妊娠出産・母性健康管理のページ

働く女性の心とからだの応援サイト
妊娠出産・母性健康管理サポート

厚生労働省委託 働く女性の心とからだの応援サイト

Google 提供

企業担当者の方

働く女性の方

Q&A

用語辞典

母健力ード

応援サイト



企業担当者の方へ
母性健康管理に対する企業の義務

妊娠中又は出産後の女性労働者の母性を守るため、
企業に対して義務付けられている
母性健康管理制度をご紹介します。

詳しくはこちら



母性健康管理に対する企業の義務
企業担当者の方



働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために
働く女性の方



会社や働く女性のみならず（専門家への相談）
安心して妊娠・出産するために



母健連絡カードについて



いつ、何を気をつけたい？
妊娠週数・月数の自動計算



産休・育休はいつから？
産休・育休自動計算



企業取組事例集のページ

特集 企業取組事例

～女性も男性も健康でいきいき働く企業の取り組み～

トップ > 企業取組事例 > 特集 > 企業取組事例

性別によらず、一人一人のライフステージ・健康状態に適した働き方の選択肢を示し、その中で、女性の健康課題に対する支援や配慮を行うことは、職場における従業員の均等待遇や一体感の醸成につながります。
女性、男性に関わらず、従業員の誰もが健康に働く職場では、生産性や定着率が向上し、長期的な人材確保の観点からも重要なメリットがあります。
誰もが健康に働く職場づくりに取り組む企業の事例を集めました。

週休3日制で生活と仕事の両立がしやすく、夜勤の負担も軽減
「いきいき宣言」で心身を健康に

女性特有のがん メンタルヘルス WLB推進



社会福祉法人青谷学園

業種：社会福祉事業
本店：京都府城陽市
従業員数：全体97名/男性38名/女性59名(2022年8月時点)

従業員、お客様、社会のすべてを元気にする取組「太陽の元気プロジェクト」を推進し、一人ひとりが元気で働きやすい職場へ大躍進

研修 健診・検診 運動機会 治療との両立



太陽生命保険株式会社

業種：生命保険業
本店：東京都中央区
従業員数：全体 10,853名/男性 1,034名/女性 9,819名 (2022年3月未時点)

産業医、産業保健スタッフへの女性の健康課題に関する知識向上等への取組状況について

全国47都道府県に設置された産業保健総合支援センター等において専門研修や相談対応の拡充を実施している。

- 事業名 : 産業保健活動総合支援事業
- 実施主体 : 独立行政法人労働者健康安全機構（産業保健活動総合支援事業費補助金）
- 事業目的 : 事業場における産業保健活動の取組に対する支援
- 支援内容 : ①事業者、産業医等に対する研修の実施、相談対応
②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供 等

産業保健総合支援センター（産保センター）

- 産業保健の専門家を配置し、以下の支援を実施
 - 事業者、人事労務担当者、産業医等の産業保健スタッフに対する専門的研修
 - 事業場への訪問支援（実地相談、健康教育等）
 - 関係者（労働者を含む）からの相談対応

女性の健康課題の
知見等に係る
専門研修を拡充

性と健康の相談センターとの連携
強化
(連携コーディネーターの配置)

地域窓口

※産保センターの下、監督署単位（全国約350か所）に設置

支援対象：産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満）

- 産業医、保健師を配置し、事業場への訪問支援を実施

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

2 検討事項

- (1) 最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- (2) 労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- (3) その他関連する事項について

3 構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事	中野真規子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター疫学研究部部长
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長	星野 寛美	関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師
大須賀 穰	東京大学大学院医学系研究科産婦人科学教授	増田 将史	産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事（第5回～）
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事（第1回～第4回）	宮本 俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	吉村 典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療研究センター □□モ予防学講座特任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授		
立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授		
田中 栄	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚・運動機能医学講座教授		

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ①

「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」(以下「検討会」という。)で、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について検討を行っているところ、これまでの検討結果を中間とりまとめとして、以下の結論を得た。検討会では、現行の健診項目、その他労働者の健康確保に必要な健診項目について、引き続き、検討を行っていく予定。

女性特有の健康課題に関する項目について

- 一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には、産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師(以下「専門医」という。)への早期受診を勧奨し、また、女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつなげるよう、一般健康診断問診票に女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害等)に係る質問を追加することが適当。

質問：女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害など)で職場において困っていることがありますか。

① はい、② いいえ

- 健康診断を実施する機関(以下「健診機関」という。)で健康診断を担当する医師(産業医が健康診断を実施する場合も含む。以下「健診担当医」という。)は、この質問に「①はい」と回答した労働者に対して、必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すことが適当。

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 (中間とりまとめより) ②

女性特有の健康課題に関する項目について

- 質問に対する労働者の回答は、健診機関から事業者に提供しないこととする。
 - ※ この点について検討会では、労働者本人が希望するのであれば、事業者に提供してもよいのではないかという意見があった。一方、現時点では、一般に女性特有の健康課題とその業務起因性等との関係が明らかにされていないことから、労働者が受診した専門医の意見（適切な配慮の内容等）とともに事業者申し出ることを出発点とすべきとの意見があった。
- 厚生労働省において、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアルに示すこととする。
 - 労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、専門医の早期受診を勧奨すること、その上で、専門医の診断書を持って事業者と相談することは可能であること（既に、専門医の診断を受けている場合も同様に可能であること）を健診機関向けマニュアルにおいて明示。
- 女性特有の健康課題で職場において困っている労働者を対象に、自らが事業者と女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点であっても可能であるとともに、その場合には、専門医による診断書等を示すことが望ましいことを事業者向けガイドラインにも明示する。なお、これらの取扱いについては、あらかじめ衛生委員会等において、労使間で十分に話し合うことが考えられる。
- 望ましい職場環境の拡充等の観点から、女性特有の健康課題に配慮した職場環境を積極的に推進する企業においては、労働者に説明した上で、女性特有の健康課題に係る質問における労働者の回答を集計した情報（以下「集計情報」という。）を健診機関より入手し、取組みに活用することが考えられる。
 - ※ 労働者のプライバシーに配慮するために、受診できる健診機関が複数ある場合を含め、1つの健診機関あたりの受診者が例えば10人未満の場合など個人が特定されやすい場合は、集計情報を提供しないことが必要である。また、自分の回答を集計情報に使用されたくない場合は、本人の意思を確認の上、集計情報を使用させないようにすることが必要。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「**孤独・孤立対策**」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「**売春をなすおそれのある女子の保護更生**」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」**といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「**売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生**」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員

(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

- **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 *売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却*

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

- ➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○ 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○ 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○ 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等